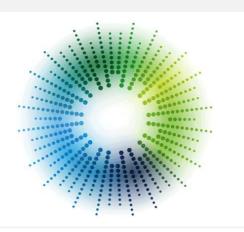
Deloitte Taiwan | Japanese Services Group | 22 December 2021



JSG ニュースレター <Tax> 台湾と韓国が租税協定を締結

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

財政部は2021年11月30日付のプレスリリースで、台湾と韓国が2021年11月17日付で「所得に対する租税に関する二重課税の回避および脱税の防止のための取り決め」(以下、台韓租税協定)を締結したと発表しました。締結国双方の国内法での手続が完了したことを相互に通知した後、当該協定の定める日に効力を生じるとともに、効力を生じた次の年の1月1日から適用が開始されます。

財政部は台韓租税協定の内容をまだ公表していませんが、当該協定は、OECDモデル協定を基礎に作成されており、所得源泉国により、他方の締結国の居住者(個人および企業を含む)が取得した各種所得について、適切な租税減免措置を提供することで、二重課税を排除し税負担を軽減するとともに、紛争解決やその他の税務上の協力の枠組みを構築するものとしています。

勤業衆信の見解

韓国の現行の国内税法規定では、居住者が配当、利子およびロイヤリティを非居住者に支払う場合、税率 20%または 14%(利子に適用)により源泉徴収を行わなければなりません。台韓租税協定の発効後、台湾企業は、より有利な源泉徴収税率の適用の機会を検討するとともに、台湾の営利事業所得税に係る外国税額控除も活用し、二重課税リスクを低減することができます。

このほか、すでに台湾で事業を行っている韓国企業は、租税協定に規定のある相 互協議体制を通して、二国間事前確認制度の申請(Bilateral Advance Pricing Arrangement: BAPA) または移転価格の対応的調整 (Correlative Adjustments)により、関連者間取引の移転価格審査リスクを低減し、税負担の 確実性を高めることができます。



過去のニュースレターはこちら 台湾 JSG のホームページはこちら



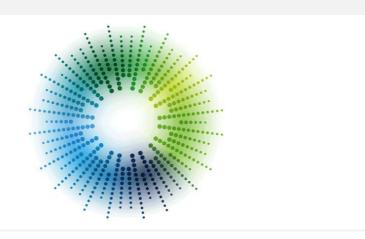
Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL") ならびにそのひとつまたは複数のメンバーファームおよびその関連事業 体を指します。DTTL の全世界の各メンバーファームならびにその関連する事業体はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、 DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。 デロイト アジア パシフィック リミテッ ドのメンバーおよびそれらの関連事業体は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香 港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京などの 100 を超 える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用さ れる個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織("Deloitte ネット ワーク")は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企 業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。 Deloitte ネットワ -クのいかなる事業体も本資料の利用者がこれらに依拠することにより被った損失について一切責任を負わないものとします。

©2021 勤業眾信版權所有 保留一切權利

Deloitte Taiwan | Japanese Services Group | 22 December 2021



日商組新聞稿 <Tax> 我國與南韓簽署租稅協定

依據財政部 2021 年 11 月 30 日發布之新聞稿‧臺灣與南韓已於 2021 年 11 月 17 日簽署「避免所得稅雙重課稅及防杜逃稅協定(以下簡稱臺韓所得稅協定)」‧俟雙方各自完成國內法定程序並相互通知後‧依協定規定日期生效‧並自生效日次年 1 月 1 日起適用。

儘管財政部尚未公布臺韓所得稅協定內容,但指出該協定以國際稅約範本為藍本,由所得來源國就他方締約國居住者(包括人民及企業)取得之各類所得提供合宜減免稅措施,以消除重複課稅,甚至減輕稅負,並提供爭議解決機制及其他稅務合作。

勤業眾信觀點

在南韓現行法規下,居住者給付股利、利息及權利金予非居住者時,應依 20%或 14%稅率(適用於利息)辦理扣繳。未來臺韓所得稅協定上路後,臺灣企業可進一步評估是否有機會適用更優惠的扣繳稅率同時善用臺灣營利事業所得稅境外稅額扣抵,降低重複課稅的風險。

此外,已於臺灣經營業務的韓商企業,亦可檢視是否透過該協定提供的相互協議機制申請雙邊預先訂價協議或移轉訂價相對應調整以減少關係企業交易移轉訂價查核風險並增進稅負確定性。



日商組新聞稿之歷史消息請點這

日商組官方網站請點這



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL") · 以及其一家或多家會員所及其相關實體。DTTL 全球每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體 · DTTL 並不向客戶提供服務。請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司·也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員,皆為具有獨立法律地位之個別法律實體·提供來自 100 多個城市的服務·包括: 奧克蘭、曼谷、北京、河内、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成,僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱 "Deloitte 聯盟") 不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前,請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人,Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。

© 2021 勤業眾信版權所有 保留一切權利